



港長公示第2-5号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の錨泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和2年4月27日

京浜港長



京浜港横浜区第5区における錨泊の禁止について

京浜港横浜区に出入りする船舶の航行安全のため、下記により一般船舶の錨泊を禁止する。

但し、海難を避けようとするとき、運転の自由を失ったとき、人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき、その他港長の許可を受けた場合はこの限りではない。

なお、港長公示第1-12号（令和元年11月5日）は、令和2年5月15日午前零時をもって解除する。

記

1 期 間

令和2年5月15日から当分の間

2 区 域 (別図参照)

次の各地点を順次結んだ線及びニトイ点を結んだ線により囲まれた海面

イ 横浜大黒防波堤西灯台（北緯35度26分53秒、東経139度41分38秒）から127度1,990メートルの地点

(北緯35度26分14秒、東経139度42分40秒)

ロ イ地点から126度1,840メートルの地点

(北緯35度25分39秒、東経139度43分39秒)

ハ ロ地点から219度635メートルの地点

(北緯35度25分23秒、東経139度43分23秒)

ニ ハ地点から307度1,800メートルの地点

(北緯35度25分58秒、東経139度42分26秒)

3 標 識

上記2のイの地点及びニの地点には、標識が設置される。

別 図

